

# 兵庫県公報

平成20年6月4日 水曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

## 目次

監査委員公告 監査の結果について .....	ページ 1
---------------------------	----------

## 監査委員公告

平成20年6月4日

兵庫県監査委員

天宅陸行

北林泰

小田毅

北川泰寿

### 監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、平成20年3月31日から5月15日までの間に実施した地方機関等の監査の結果を次のとおり公表する。

————— 目 次 —————

第1 監査報告の概要	.....	3
1 監査の実施方針	.....	4
2 監査の実施状況	.....	4
3 監査結果の総括	.....	6
第2 地方機関等の監査結果	.....	8
企画県民部関係	.....	9
健康福祉部関係	.....	15
農政環境部関係	.....	15
教育委員会関係	.....	16
公安委員会関係	.....	19

第1 監査報告の概要

## 1 監査の実施方針

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、重点監査項目に留意し定期監査を実施した。

## 2 監査の実施状況

## (1) 監査対象

定期監査の対象とした77地方機関等の名称及び監査の実施期間等は、次表のとおりである。

実施機関名	監査実施期間	監査結果
企画県民部 東播磨県民局	平成20年5月8日、5月9日	9頁
北播磨県民局	平成20年5月13日、5月14日	11頁
西播磨県民局	平成20年4月22日、4月23日	13頁
広域防災センター	平成20年5月15日	14頁
健康福祉部 中央こども家庭センター	平成20年5月9日	15頁
県立明石学園	平成20年5月1日	15頁
食肉衛生検査センター	平成20年4月30日	15頁
県立のじぎく療育センター	平成20年3月31日	15頁
農政環境部 県立農林水産技術総合センター	平成20年5月14日	15頁
教育委員会 東播磨教育事務所 外6機関 錦城高等学校 外48校	平成20年4月21日、4月23日、4月30日、5月1日、5月7日、5月9日、5月12日、5月14日、5月15日	16頁 ~ 18頁
公安委員会 明石警察署 外11署	平成20年4月21日、4月30日、5月1日、5月7日、5月12日、5月15日	19頁

なお、県立のじぎく療育センターは、平成20年3月31日をもって廃止されている。

## (2) 指摘状況

地方機関等ごとの定期監査の指摘項目数は、次表のとおりである。

機 関 名	予算執行	収 入	支 出	財 産	補助事業	契約事務	合 計
東播磨県民局	1	5	2	1			9
北播磨県民局		1	3			2	6
西播磨県民局		4	5	1	1		11
中央こども家庭センター		1	2				3
食肉衛生検査センター			1				1
東播磨教育事務所		1					1
北播磨教育事務所		1					1
西播磨教育事務所		1					1
県立考古博物館				1			1
錦城高等学校		1					1
農業高等学校		1					1
加古川南高等学校		1					1
東播工業高等学校		1	1				2
松陽高等学校		1					1
小野工業高等学校		1					1
北条高等学校		1					1
相生産業高等学校		1					1
龍野実業高等学校		1					1
上郡高等学校		1					1
合 計 (19機関)	1	24	14	3	1	2	45

(注) 1 収入、支出誤りとして指摘した金額(収入未済額を除く。)は、23,915千円である。

2 前回にも指摘を受けている機関(13機関)に 印を付記した。

### 3 監査結果の総括

今回の監査の結果、地方機関等に対する指摘は19機関、45項目となっている。

これらの中には、基本的な事務処理誤りや確認漏れに起因しているものが多くあるため、職員は日々の事務処理に当たり形式に流されることなく基本に忠実に行うとともに、組織として、チェック体制が有効に機能しなかった原因分析とそれに基づく見直しを行い、今後、同様の事務処理誤り等が生じることのないよう取り組まれない。

#### (1) 主な指摘事項について

「第2 地方機関等の監査結果」に記載している指摘事項の主な内容は、次のとおりである。

##### ア 工事請負費(部分払金)の支出誤りについて〔14頁〕

- (7) 工事請負費の支払において、請負者が中間前金払を選択したため、工事請負契約書の部分払の条項を削除していることから部分払ができないにもかかわらず、部分払を行っているものが、1件、13,500,000円あった。(西播磨県民局)
- (4) 工事請負費の支払において、工期延長により請負業者が部分払を選択したことから、部分払の回数を「0回」から所要の回数に契約変更して部分払をすべきであるのに、これをしないまま部分払を行っているものが、1件、9,320,000円あった。(西播磨県民局)

##### イ 契約事務について〔11頁〕

契約事務の適正さを確保するため、随意契約を行う場合は、少額なもの等を除き随意契約によることの妥当性に関して随意契約審査会の審査を受けるよう定められているが、この審査を受けずに随意契約を行っているものが、2件あった。(北播磨県民局)

##### ウ 財産管理について〔16頁〕

県有地以外に建物を建築した場合は、公有財産規則等により速やかに登記を行うこととされているが、登記が行われていない施設があった。(県立考古博物館)

#### (2) 留意・改善を求める事項について

財務に関する事務の執行等に関連して、特に留意・改善を求める事項は、次のとおりである。

##### ア 重点監査の結果について

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理を監査するに当たり、毎年、重点的に監査する項目を定め、当該項目について濃密な監査を実施しているが、平成19年度の重点監査の結果において、今後改善を要するものが次のとおりあった。

###### (7) 任意団体の会計事務等について

県からの負担金等を財源として事業を実施し、県民局が事務局となっている任意団体の会計事務について抽出で監査した結果、県からの負担金等に係る現金出納簿の記帳誤り、領収印漏れ等証拠書類の不備、資金前渡に係る精算遅れ、収入決定書の未作成など基本的な事務処理誤りが見受けられた。

このため、任意団体の事務局の会計経理等について、複数人でのチェックや定期的な再点検等を行うことにより、適正な事務処理の確保に努められたい。

## (イ) 土木事務所、港管理事務所に係る収入関係事務について

土木事務所等の収入関係事務について抽出で監査した結果、港湾施設使用料等の収入未済や占用料等の誤りなどの問題点が見受けられた。

特に、港湾施設使用料等に係る収入未済が多額であり、滞納繰越も発生していることから、適切な債権管理を行うとともに、収入未済の新規発生防止と解消に努められたい。

また、占用料等の誤りは、適用する単価の誤り等単純な事務処理誤りによるものであることから、占用料等の事務処理マニュアルの活用や担当者に対する研修の実施等を通じて、適正な事務処理の確保に努められたい。

## イ 県民局における会計経理事務のチェックシステムについて

工事請負費に係る部分払金の支出誤りについては、今回の監査報告で主な指摘事項に記載しているが、過去の監査において同様に指摘しているにもかかわらず、依然として誤りが繰り返されており、県民局内部でのチェックシステムが有効に機能していないと考えられる。

今後、県民局の統合再編等により、会計経理部門でこれまで以上の集約化が考えられることから、より実効性のあるチェックシステムを整備し、その的確な運用に努められたい。

## ウ 補助施設の整備等について

平成18年度に新山村振興等農林漁業特別対策事業補助金により整備された農林水産物処理加工施設(黒大豆煮豆施設)の利用計画に対する利用率が低率となっている。

その主な原因は、加工方法の検討に時間を要しているものであるが、施設の導入前に十分検討すべき内容であると考えられる。

今後の補助施設の整備に当たっては、計画策定の段階で将来見通し等について適切な指導を行うとともに、施設の整備後であっても利用率の向上に向けた指導に努められたい。

第2 地方機関等の監査結果



## 企画県民部関係

東播磨県民局

企画調整部

- 1 経理事務について（総務担当）  
通勤手当が、1件、38,560円過大支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

県 税 部

- 1 県税の調定及び徴収状況について（加古川県税事務所、明石県税事務所）  
平成19年度(12月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

税目	区分	調定額	徴収額	不納欠損額	徴収未済額	徴収	
						割合	前年度 同期の 同割合
		円	円	円	円	%	%
県 民 税	個人	24,984,131,737	14,830,746,561	70,332,817	10,083,052,359	59.4	60.8
	法人	2,332,522,279	2,318,987,614	553,715	12,980,950	99.4	99.4
	利子割	265,725,147	265,725,147	0	0	100.0	100.0
事業 税	個人	689,040,209	596,167,393	5,647,710	87,225,106	86.5	83.7
	法人	11,669,541,281	11,642,437,480	188,100	26,915,701	99.8	99.6
不動産取得税		1,364,643,835	1,106,800,322	5,097,256	(99,963,500) 252,746,257	81.1	81.4
県たばこ税		0	0	0	0	-	94.8
ゴルフ場利用税		44,163,000	44,163,000	0	0	100.0	100.0
自動車税		8,755,449,696	8,223,382,498	29,932,625	502,134,573	93.9	93.2
軽油引取税		1,332,731,880	1,168,920,049	0	(119,066,549) 163,811,831	87.7	90.2
狩猟税		5,926,800	5,926,800	0	0	100.0	100.0
旧法による税		122,896	75,300	0	47,596	61.3	15.7
合計		51,443,998,760	40,203,332,164	111,752,223	(219,030,049) 11,128,914,373	78.1	83.8

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を( )内書きした。

2 特別地方消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、78.1%となっており、前年度同期と比較して5.7ポイント低下している。

## 2 収税事務について（加古川県税事務所、明石県税事務所）

(1) 平成 19 年度(12 月末現在)における 200 万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は 14 人、総額は 79,768,824 円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

(2) 自動車税の不納欠損決定の誤りが、1 件、13,100 円あった。

事務処理に当たり注意されたい。

## 3 課税事務について（加古川県税事務所、明石県税事務所）

自動車税等が、1 件、25,700 円過大課税、1 件、49,500 円過少課税及び 1 件、22,700 円課税漏れとなっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

## 県民生活部

## 予算執行について（加古川健康福祉事務所）

平成 18 年度予算で支出すべき報償費(謝金)、2 件、17,400 円が、19 年度予算で支出されていた。

適正な予算執行に努められたい。

## 地域振興部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

## 県土整備部

## 1 収入の促進について（加古川土木事務所）

平成 19 年度(12 月末現在)における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも減少しているものの、その件数は 80 件、総額は 12,920,622 円で、うち滞納繰越分は、63 件、9,846,524 円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

## 2 経理事務について（加古川土木事務所）

緊急小規模工事において、工事請負費が、1 件、45,339 円過少支出となっていた。

前年度に引き続き工事請負費の支出誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

## 3 占・使用許可事務について（加古川土木事務所）

(1) 平成 19 年 3 月に許可期間が満了した道路占用等のうち、19 年 12 月末現在許可更新手続き未了のものが 19 件ある。

早期に措置されたい。

(2) 港湾施設使用料等が、2 件、10,240 円調定漏れとなっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

北播磨県民局

企画調整部

1 経理事務について（総務担当）

扶養手当等が、5件、19,447円過大支給となっていた。

前年度に引き続き給与関係の支給誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

2 契約事務について（企画調整・防災担当、北はりまハートランド担当）

随意契約審査会の審査を必要とする委託契約について、同審査会の審査を受けずに随意契約を行っているものが、2件あった。

適正に契約事務を執行されたい。

県 税 部

1 県税の調定及び徴収状況について（社県税事務所）

平成19年度(12月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調 定 額	徴 収 額	不納欠損額	徴収未済額	徴 収 割 合	前年度 同期の 同割合
税目		円	円	円	円	%	%
県 民 税	個 人	8,677,577,048	5,094,330,576	12,585,196	3,570,661,276	58.7	59.5
	法 人	931,580,897	929,955,793	274,427	1,350,677	99.8	99.1
利 子 割		90,289,864	90,290,412	0	548	100.0	100.0
事 業 税	個 人	345,759,568	301,461,512	57,159	44,240,897	87.2	89.3
	法 人	4,788,664,789	4,772,569,793	101,000	15,993,996	99.7	99.8
不 動 産 取 得 税		669,889,561	566,962,119	944,300	(19,923,000) 101,983,142	84.6	84.8
県 た ば こ 税		0	0	0	0	-	95.8
コ ル ド 場 利 用 税		1,834,903,900	1,809,710,300	0	25,193,600	98.6	96.9
自 動 車 税		4,535,241,106	4,233,879,089	12,382,185	288,979,832	93.4	93.7
鉦 区 税		189,100	189,100	0	0	100.0	100.0
軽 油 引 取 税		722,282,751	675,165,024	11,578,358	(31,503,950) 35,539,369	93.5	81.3
狩 猟 税		5,532,500	5,532,500	0	0	100.0	100.0
旧 法 に よ る 税		590,875	0	0	590,875	0	0
合 計		22,602,501,959	18,480,046,218	37,922,625	(51,426,950) 4,084,533,116	81.8	85.9

(注) 1 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を( )内書きした。

2 特別地方消費税を旧法による税として記載した。

徴収割合は、81.8%となっており、前年度同期と比較して4.1ポイント低下している。

## 2 収税事務について（社県税事務所）

平成19年度(12月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、人数、滞納額はいずれも減少しているものの、その人数は9人、総額は49,918,500円である。

収入の促進に引き続き努められたい。

## 県民生活部

事務処理は、おおむね適正と認められた。

## 地域振興部

## 1 経理事務について（社土地改良事務所）

期末手当が、2件、273,662円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

## 2 契約事務について（社農林振興事務所）

警備委託に係る契約で、契約保証金の不足している契約が、1件(不足額15,566円)あった。

適正に契約事務を執行されたい。

## 県土整備部

## 経理事務について（社土木事務所）

緊急小規模工事において、工事請負費が、1件、13,650円過大支出となっていた。

前年度に引き続き工事請負費の支出誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

西播磨県民局

企画調整部

経理事務について（総務担当）

通勤手当等が、4件、17,160円過大支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

県 税 部

1 県税の調定及び徴収状況について（上郡県税事務所、龍野県税事務所）

平成19年度(11月末現在)における県税の調定及び徴収状況は、次表のとおりである。

区分		調 定 額	徴 収 額	不納欠損額	徴収未済額	徴 収 割 合	前年度 同期の 同割合
税目		円	円	円	円	%	%
県 民 税	個 人	8,344,530,620	4,245,080,574	17,074,238	4,082,375,808	50.9	54.7
	法 人	730,095,420	717,093,654	350,103	12,651,663	98.2	97.9
	利 子 割	69,810,368	69,810,368	0	0	100.0	100.0
事 業 税	個 人	328,712,921	274,443,564	728,300	53,541,057	83.5	85.9
	法 人	3,596,773,677	3,550,443,400	258,300	46,071,977	98.7	99.0
不動産取得税		678,588,860	483,215,303	286,220	(6,934,400) 195,087,337	71.2	69.9
県たばこ税		18,838	18,838	0	0	100.0	66.5
ゴルフ場利用税		351,990,658	256,147,750	0	95,842,908	72.8	70.6
自動車税		3,979,749,519	3,720,660,961	8,028,028	251,060,530	93.5	93.2
鉦 区 税		1,000,200	1,000,200	0	0	100.0	100.0
軽油引取税		8,081,293,607	5,940,552,730	0	(2,132,174,776) 2,140,740,877	73.5	72.8
狩 獵 税		9,123,900	9,123,900	0	0	100.0	100.0
合 計		26,171,688,588	19,267,591,242	26,725,189	(2,139,109,176) 6,877,372,157	73.6	77.7

(注) 徴収未済額欄に法定徴収猶予分を ( ) 内書きした。

徴収割合は、73.6%となっており、前年度同期と比較して4.1ポイント低下している。

2 収税事務について（上郡県税事務所、龍野県税事務所）

平成19年度(11月末現在)における200万円以上の県税高額滞納は、前年度同期と比較すると、滞納額は減少しているものの、その人数は19人、総額は300,784,077円である。  
収入の促進に引き続き努められたい。

県民生活部

経理事務について（県民担当）

時間外勤務手当が、1件、18,830円過少支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

## 地域振興部

- 1 補助事業について（龍野農林振興事務所）  
漁業経営構造改善事業の設計が、1件、273,000円過少設計となっていた。  
審査に当たり注意するとともに指導されたい。
- 2 経理事務について（上郡農林水産振興事務所、龍野土地改良事務所）  
建設工事費の支払において、工事請負契約書上部分払ができないにもかかわらず、部分払を行っているものが、2件、22,820,000円あった。  
事務処理に当たり注意されたい。

## 県土整備部

- 1 収入の促進について（上郡土木事務所、龍野土木事務所）  
平成19年度(11月末現在)における港湾施設使用料等の収入未済は、前年度同期と比較すると、収入未済額は減少しているものの、その件数は28件、総額は2,505,111円で、うち滞納繰越分は、5件、343,481円である。  
収入の促進に引き続き努められたい。
- 2 経理事務について（上郡土木事務所）
  - (1) 橋梁新設工事に伴う占有者からの負担金(1件、1,974,000円)の調定が、4か月以上遅れ、平成18年12月5日となっていた。
  - (2) 河川占用料の所属年度を誤り、平成20年度収入とすべきところを19年度収入としているものが、1件、40,910円あった。
  - (3) 緊急小規模工事において、工事請負費が、1件、35,700円過少支出となっていた。
  - (4) 工事請負費(前払金)が、1件、402,146円過大支出となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。  
このうち、工事請負費の支出誤りは、前年度に引き続く事務処理誤りである。
- 3 管理事務について（龍野土木事務所）  
平成19年11月末現在において当所が把握している廃道敷地の無断使用は、2件、32平方メートルである。  
無断使用の解消になお一層努められたい。

## 広域防災センター

事務処理は、おおむね適正と認められた。

### 健康福祉部関係

#### 中央こども家庭センター

##### 1 収入の促進について

平成19年度(12月末現在)における障害児福祉施設弁償金等の収入未済額は、670件、11,687,677円で、うち滞納繰越分は、558件、10,349,661円である。

収入の促進に努められたい。

##### 2 経理事務について

(1) 報償費(謝金)の支出において、3か月から4か月以上遅れているものが、15件、39,900円あった。

(2) 通勤手当が、1件、36,000円過大支給、1件、46,544円過少支給となっていた。  
事務処理に当たり注意されたい。

#### 食肉衛生検査センター

##### 経理事務について

報酬が、1件、25,830円過少支給となっていた。

前年度に引き続き給与関係の支給誤りが生じており、事務処理に当たりなお一層注意されたい。

#### 県立明石学園

#### 県立のじぎく療育センター

事務処理は、おおむね適正と認められた。

### 農政環境部関係

#### 県立農林水産技術総合センター

事務処理は、おおむね適正と認められた。

## 教育委員会関係

## 東播磨教育事務所

## 収入の促進について

平成19年度(12月末現在)における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は1,976件、総額は162,990,850円で、うち滞納繰越分は、1,702件、136,995,770円である。

収入の促進になお一層努められたい。

## 北播磨教育事務所

## 収入の促進について

平成19年度(12月末現在)における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は1,353件、総額は112,377,590円で、うち滞納繰越分は、1,136件、91,524,690円である。

収入の促進になお一層努められたい。

## 西播磨教育事務所

## 収入の促進について

平成19年度(11月末現在)における大学奨学資金貸付金返還金及び高校奨学資金貸付金返還金の収入未済は、前年度同期と比較すると、件数、収入未済額はいずれも増加しており、その件数は1,685件、総額は133,262,200円で、うち滞納繰越分は、1,609件、126,197,480円である。

収入の促進になお一層努められたい。

## 県立考古博物館

## 財産の管理について

県有地上以外に建築された建物については登記が必要であるのに、平成19年3月に建築された県立考古博物館に係る登記が行われていなかった。

財産の管理に当たり注意されたい。

## 県立教育研修所

## 県立図書館

## 県立嬉野台生涯教育センター

事務処理は、おおむね適正と認められた。

## 錦城高等学校

## 授業料の徴収状況について

平成19年度(12月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、72.4%で低率であり、また、定時制高校授業料の収入未済額は、48件、126,700円である。

納期内納付の促進に努められたい。

## 農業高等学校

## 授業料の徴収状況について

平成19年度(12月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、75.7%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、48件、497,100円、定時制高校授業料の収入未済額は、47件、137,100円である。

納期内納付の促進に努められたい。



## 加古川南高等学校

## 授業料の徴収状況について

平成19年度(12月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、15件、139,800円である。

納期内納付の促進に努められたい。

## 東播工業高等学校

## 1 授業料の徴収状況について

平成19年度(12月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、22件、198,600円である。

納期内納付の促進に努められたい。

## 2 経理事務について

通勤手当が、1件、13,700円過少支給となっていた。

事務処理に当たり注意されたい。

## 松陽高等学校

## 授業料の徴収状況について

平成19年度(12月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、77.4%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、20件、185,700円、定時制高校授業料の収入未済額は、44件、115,700円である。

納期内納付の促進に努められたい。

## 小野工業高等学校

## 授業料の徴収状況について

平成19年度(12月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、89.9%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、14件、125,850円である。

納期内納付の促進に努められたい。

## 北条高等学校

## 授業料の徴収状況について

平成19年度(12月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、88.1%で低率である。

納期内納付の促進に努められたい。

## 相生産業高等学校

## 授業料の徴収状況について

平成19年度(11月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、81.1%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、11件、106,800円である。

納期内納付の促進に努められたい。

## 龍野実業高等学校

## 授業料の徴収状況について

平成19年度(11月末現在)における定時制高校授業料の納期内納付率は、79.9%で低率であり、また、全日制高校授業料の収入未済額は、26件、271,800円である。

納期内納付の促進に努められたい。

## 上郡高等学校

## 授業料の徴収状況について

平成19年度(11月末現在)における全日制高校授業料の収入未済額は、10件、96,900円である。

納期内納付の促進に努められたい。

明石高等学校

明石南高等学校

明石北高等学校

明石城西高等学校

明石清水高等学校

明石西高等学校

加古川北高等学校

加古川東高等学校

加古川西高等学校

西脇北高等学校

西脇高等学校

西脇工業高等学校

三木北高等学校

三木東高等学校

三木高等学校

高砂高等学校

高砂南高等学校

小野高等学校

播磨農業高等学校

吉川高等学校

社高等学校

多可高等学校

東播磨高等学校

播磨南高等学校

相生高等学校

龍野高等学校

赤穂高等学校

新宮高等学校

太子高等学校

佐用高等学校

山崎高等学校

伊和高等学校

千種高等学校

のじぎく特別支援学校

いなみ野特別支援学校

北はりま特別支援学校

播磨特別支援学校

赤穂特別支援学校

西はりま特別支援学校

事務処理は、おおむね適正と認められた。

公安委員会関係

明石警察署  
三木警察署  
社警察署  
加西警察署  
西脇警察署  
加古川警察署  
高砂警察署  
たつの警察署  
相生警察署  
赤穂警察署  
佐用警察署  
宍粟警察署

事務処理は、おおむね適正と認められた。